

令和5年12月15日

### 1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	田中	浩章

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	馬場	浩義
市	民	牛島	憲治
健	康	坂田	智子
建	設	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総	務	秋山	勲
人	事	丸山	隆
財	政	田中	和己
健	康	末廣	英子
介	護	樋口	久美子
上	下	松尾	正久

## 議事日程第6号

令和5年12月15日（金） 開議 午前10時

### 日 程

- 第1 委員長報告
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決
- 第2 議案上程・説明
- 第3 議案審議
  - ・質 疑
  - ・討 論
  - ・採 決

---

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 委員長報告

議案第93号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第8号）

#### 第2 議案上程・説明

議案第97号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第98号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第99号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第100号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第9号）

議案第101号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）

議案第102号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

議案第103号 令和5年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第104号 令和5年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第105号 令和5年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第106号 令和5年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）

委員会提出議案第4号 八女市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

#### 第3 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

---

## 午前10時 開議

### ○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日、いよいよ最終日となりました。最後まで慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

お知らせいたします。委員長報告書、追加議案、資料及び提案理由書をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

### 日程第1 委員長報告

### ○議長（橋本正敏君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案第93号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

### ○予算審査特別委員会委員長（高橋信広君）

皆様おはようございます。

予算審査特別委員会に付託されました議案第93号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第8号）につきましては、2回の全体会を開催し、総務文教分科会、厚生分科会、建設経済分科会の各委員長からの報告を受け、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認めることに決したことを、まず御報告いたします。

以下、各分科会からの報告事項で主なものを申し上げます。

最初に、総務文教分科会委員長から、道の駅たちばなの防災拠点としての位置づけはという問いに対し、防災道の駅という制度に準ずる形で国交省と防災協定を結び、災害があった場合は資機材品の活用や自衛隊の参集場所として想定しており、現時点で避難所としては想定していないとの報告がございました。

次に、他の自治体で返礼品の産地偽装が問題になっているが、八女市は大丈夫なのかという問いに対し、八女市の場合は、返礼品を出していただく事業者を募集する際に、返礼品の要件を説明している。また、1年に1回行われる総務省による調査の際に、全ての返礼品について事業者を確認している。なお、11月末に各事業者へ注意喚起のメールを送り、確認をお願いしているとの報告がございました。

次に、上妻小学校の特別支援教室が不足するとのことだが、対象者は何名かという問いに対し、令和5年度は知的障がい学級に在籍する児童が11名で2クラスだが、令和6年度は18名の3クラスになる。自閉症・情緒障がい学級に在籍する児童は、令和5年度は15名の2クラスだが、令和6年度は20名の3クラスとなり、それぞれ1クラスの計2クラスが増える見込みとなるとの報告でございました。

次に、厚生分科会委員長から、生活保護費の受給に至った理由や解消された理由はという問いに対し、申請の主な理由は、世帯主もしくは世帯員の病気等により預貯金等がなくなったりしたことで、解消理由としては、就業により生活保護から脱却される方もおられるが、高齢の方が多いため、死亡による生活保護の廃止による解消が多い状況であるとの報告がございました。

次に、障害者自立支援給付事業、障害児支援給付事業で、障がい者福祉サービスの補助率は、全国、近隣市町村で基本的には変わらないのかという問いに、基本的には法律に基づいた全国統一のサービス、給付となっているが、市町村独自で行っているサービスもある。日常生活用具の給付事業は、市が自己負担額を独自に定めており、近隣市町村より自己負担額が少なく給付ができているとの報告でございました。

次に、介護保険指定事業所物価高騰対策支援事業で、支援するのは介護老人保健施設回寿苑のみなのかという問いに対し、今回の補正は、介護老人保険施設回寿苑のみの補正である。昨年度は、一部事務組合である回寿苑等の県の指定施設は、県が支援されていた。今年度は一部事務組合や公的な施設が県の支援の対象とならず、各自治体で行うことが9月補正後に判明したため、今回、12月補正をお願いしたとの報告でございました。

次に、建設経済分科会委員長から、堆肥利用拡大によるワンヘルス推進事業の概要と、様々な補助事業のメニューの周知徹底をお願いしたいが、この事業の対象はという問いに対し、ワンヘルスとは、人と動物の健康と環境の保全を一つに捉え守っていく仕組みであるが、今回、制度化された事業は、化学肥料の使用量を低減し、環境の健全化を推進しようとする事業である。事業の対象は、堆肥製造を行う施設の機能向上に必要な機械の導入やペレット化に必要な機械の導入及び堆肥散布に必要な機械の導入である。今回は、堆肥散布専用トラクターを導入するものであるとの報告がございました。

次に、令和5年7月豪雨災害、農地農業用施設災害・補助の補正予算は、通常の補助率で計上してあるが、激甚災害指定に伴い補助率が変更となる見込みはあるのかという問いに対し、農地農業用施設災害復旧事業については、令和6年1月末に国の補助率が確定する見込みであるとの報告でございました。

以上が、全体会における各分科会からの報告の概要であり、議案第93号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第8号）にかかる審査の概要でございます。

冒頭申し上げましたとおり、議案第93号は原案のとおり可決いたしておりますが、議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案上程・説明

○議長（橋本正敏君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案10件、委員長より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議案第97号から委員会提出議案第4号まで、計11件を一括議題といたします。

まず、市長により、提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の本会議等よろしくお願い申し上げます。

令和5年第5回八女市議会定例会において、議案13件を御承認いただき、誠にありがとうございます。

今定例会にさらに議案10件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議案第97号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の期末手当について

年間で0.1月分の引上げを行うものでございます。

なお、この改正に伴い、八女市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、議員の期末手当についても、同様の引上げとなるものでございます。

議案第98号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、期末手当及び勤勉手当の支給率並びに給料表を改定するものでございます。

期末手当及び勤勉手当については、併せて年間で0.1月分の引上げを行うものでございます。あわせて、別表第1及び別表第2の給料表を改定しております。

なお、附則において、この条例は、令和5年4月1日から遡及して適用することとしております。

議案第99号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、第1条において、会計年度任用職員の処遇改善を行うに当たり、令和5年度の期末手当について年間で0.8月分の引上げを行うものでございます。

また、第2条において、地方自治法の一部改正を踏まえ、会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当が支給できるよう必要な改正を行うものでございます。

あわせて、会計年度任用職員に係る給料表を改定するものでございます。

議案第100号から106号でございます。

議案第100号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第9号）から議案第106号 令和5年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）まで、一括して御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の補正でございます。

主な内容としましては、特別職の給与等に関する条例及び八女市職員の給与に関する条例の一部改正に基づく期末手当の引上げや八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に基づく会計年度任用職員の処遇改善に伴う期末手当の引上げ、災害対応等に伴う時間外勤務の増加並びに人事異動等による給料等の組替えによるものでございます。

一般会計外6会計で、人件費は170,992千円の増額となります。

歳入につきましては、一般会計は繰越金、各特別会計は一般会計繰入金、水道事業会計及び下水道事業会計は内部留保資金等で調整を行っております。

なお、それぞれの議案の最後に給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議をいただきまして、原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い

いたします。

**○議長（橋本正敏君）**

次に、議会運営委員会委員長より、提案理由の説明を求めます。

**○議会運営委員会委員長（川口誠二君）**

おはようございます。

委員会提出議案第4号 八女市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、八女市行政組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管について必要な改正を行うものであります。

議会におかれましてもよろしくお願いを申し上げ、提案理由といたします。

**○議長（橋本正敏君）**

以上で議案の上程を終わります。

次に、市長より送付を受けた追加議案の取扱いについて、議会運営委員会にて検討していただいておりますので、委員長より報告をお願いいたします。

**○議会運営委員会委員長（川口誠二君）**

市長より12月13日に送付を受け、本日上程されました議案10件につきまして、12月14日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました結果を御報告申し上げます。

まず、議案第97号から第106号について執行部より説明を受け、取扱いについて協議をいたしました結果、いずれも速やかに議決する必要があると認めたことから、議会運営委員会といたしましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略することといたしました。

以上、御報告申し上げます。

**○議長（橋本正敏君）**

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり、市長より送付を受けました議案第97号から議案第106号までの追加議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

御異議なしと認めます。よって、市長より送付を受けました追加議案は、いずれも会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略することに決定いたしました。

**日程第3 議案審議**

**○議長（橋本正敏君）**

日程第3. 議案審議を行います。



議案第97号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○1番（高橋信広君）**

まず、期末手当と議員報酬との関係についてお伺いいたします。

期末手当というのは、議員報酬の一部という位置づけなのか、もしくは、期末手当と議員報酬というのは別物なのか。市としての見解をお伺いいたします。

**○人事課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

ただいまの御質問、議員報酬と期末手当の関連ということでございますけれども、まず議員報酬におきましては、議員の方の労働の対価として、地方公共団体から支給される報酬であると考えております。

地方自治法の中にもございますけれども、報酬と期末手当につきましては、それぞれ区分けをして記載をされてございますので、この2つについてはそれぞれの性質を持ったものと認識をいたしております。

以上です。

**○1番（高橋信広君）**

今、言及がありました地方自治法第203条の1項については、議員に対し議員報酬を支給しなければならない。3項は、議員に対し期末手当を支給することができるという言葉があつて、私もこれについては別物ということで理解いたしました。

次に、特別職報酬等審議会規則、この第2条に議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について調査審議し、意見を答申すると明記されております。どこにも期末手当という言葉が出てこないんですね。つまり、特別職報酬等審議会においては、期末手当に関する調査審議というのはやる必要もなく、されないと解釈できますが、いかがでしょうか。

**○人事課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおりということで私どもも認識をいたしておりますので、特別職の報酬等、月額給与等、これに変更があつた場合のみ、審議会を開催していく必要があるんじゃないかということで、期末手当の改正、国の制度の改正によっては、この審議会を開催しないという理解をいたしております。

以上です。

**○1番（高橋信広君）**

それでは、この期末手当の基準というのは、私が調べる限りは、特別職の給与等に関する条例第3条の2項に一般職の例により期末手当を支給すると。これは特別職の皆さんということでしょうけど、こういうふうに明確に示されておりますが、基準はそういうことで理解してよろしいでしょうか。

**○人事課長（丸山 隆君）**

今おっしゃったとおりでございます。

**○1番（高橋信広君）**

分かりました。

あと、この条例の中身を見ますと、議員という言葉は全然出てこないんですね。出てこない。あくまでも対象は、市長、副市長、教育長となっております。この条例の中身はそうなんですが、片一方では、議員に関する報酬と費用弁償の中にはひもづけとして、ここを見てくださいという形になっておりますが、どうも分かりにくいんですね、これだと。一方通行の条例になっているような気がします。近隣の筑後市もそう、みやま市もそう、大川市も、大牟田市も、広川町もそうでした。柳川市もそう。ここについては、議員の議員報酬と費用弁償の条例、その中に期末手当をしっかりと盛り込んであります。

それと、片一方では市長、副市長、教育長の特別職に関する給与ということ、別々の条例を策定されて、非常に分かりやすいと思うんですが、これについて、今後、検討する余地があるかどうか伺いいたします。

**○総務部長（原 亮一君）**

お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、今の条例のつくり方は、そういうことで八女市としては構成しておるところでございます。

これにつきましては、特別職に対する期末手当という観点から、一定の基準の基に算定するという考え方が根底にあるだろうと考えております。

近隣の状況というものはそれぞれございますので、それについては関係機関と協議、議論をしてみたいと思います。

以上でございます。

**○1番（高橋信広君）**

これについては要望をして、以上終わります。

**○19番（森 茂生君）**

今、特別職の報酬等審議会について、るる説明がありましたけれども、私は若干ニュアンスが違います。確かに給料という言葉が入っていますので、それは月々の基本額だろうと思っておりますけれども、報酬になれば、例えば、所得税法でいえば、もらうのは全部一緒たくりと

いう考え方のようです。若干法律によってずっとずれがあるんですよ。ですから、非常に分かりにくいということが言えます。

ですから、私も先ほど同僚議員が申しましたように、もう少し分かりやすいようなふうに規則を改正したほうがすっきりするような気がします。これはもう私の要望です。

それから、出された資料を見ますと、それだけじゃなかなか理解できない部分がありますので、0.1月分を値上げということになっておるようですけれども、金額にしますと幾らになるのかお尋ねします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

この改正の部分においての金額でございますけれども、当然、市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員の方ということでそれぞれ違いますけれども、議員の皆様でいきますと、1人当たり約44千円ほどの引上げということでございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

附則の施行期日に、1番に、この規定は令和5年12月1日ということですが、12月に適用ということですので、もう12月1日は当然過ぎています。令和5年でしょう。令和5年ですからもう過ぎています。ということは、遡及して支払うということなのか、給与支払日は今日ですよ、通常。それで、そこら辺の関係はどうなっているのかお尋ねします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

この0.1月分の手当の支給でございますけれども、これにつきましては年内の支給ということで考えております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

年内の支給というより、12月1日になっておるので、遡及して払うということの理解では違うんですかね。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

意味合いとしてはそういった形になりますけれども、先ほど年内という形でお答えさせていただきましたが、年末ですね。年末までには支給をということで考えているところでございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

この附則の最後に給与の内払いということになっていきますので、今までそれが入るまでは内払いという格好で処理をして、それが、施行期日が来たらそれを払うという理解でいいんですね。内払いということですね、今の状況では。

そしたら、2番について、何度読んでもどうも理解ができません。

議案書の2番、100分の170とあるのは100分の175とするとなっています。ちょっとこの説明をお願いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

附則の分かと思えます。通常ですと、年間で0.1月という改正でございます。この附則に100分の175ということがありますのは、年間に2回手当というのがございますけれども、その分を加味したところでこの附則の中に入たい込んで、100分の170から100分の175に改正をお願いしますものがございます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたように、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第97号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、特別職や議員の期末手当を0.1月分引き上げるというものであります。

人事院勧告に恐らく従ってということだろうと思えますけれども、特別職や議員については、人事院勧告をそのまま受け入れるということには疑問があります。

現在、コロナ禍に続き、大変な物価高騰が起きている中、市民生活は大変苦しいものとなっております。今後もさらなる物価値上げが続くことも予想されます。

また、最近の労働者の賃金は上がるどころか、実質的には減少しているのが現状のようです。

このような中、特別職の期末手当の引上げは、市民から見て納得が得られるかがどうも疑問であります。

市職員や会計年度任用職員の皆さんの給与引上げには賛成しますが、特別職や議員の期末手当の引上げは少し立ち止まって考えてもよいのではないのでしょうか。

以上の理由により、議案第97号に反対をするものです。

以上です。

#### ○1番（高橋信広君）

私は、議案第97号 特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

まず、今まで議員の期末手当は、議員報酬の一部であると解釈、理解しておりましたが、改めて地方自治法第203条第1項を読み解くと、議員報酬と期末手当は全く別物であるということが明確に示されております。

また、先ほどの答弁で、議員報酬と期末手当は別個のものとの見解を理解するところであります。

そして、特別職報酬等審議会規則においては、あくまで議員に関しては、議員報酬の調査審議であり、期末手当については対象となっておりません。

よって、議案第97号は、特別職の期末手当の額のことであるため、手続上は何ら問題もなく賛成し、私の賛成討論といたします。

#### ○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

#### ○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号 八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

#### ○19番（森 茂生君）

これも附則の施行期日ですが、別表第3の改正規定は令和6年4月1日からとなっております。

そして、その2番はもろもろありますけれども、令和5年4月1日から適用ということは、いわゆる遡及して適用するということだろうと思っておりますけれども、ここら辺のところを少し説明をお願いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

まず、一般職の給与改定でございますけれども、人事院勧告で令和5年4月の改定ということで勧告なされまして、令和5年4月に遡及して給与改定を行うものということで理解しております。その関係がございますので、令和5年4月の施行、それから、6年度の施行につきましては、当然その給与改定は来年度も続きますので、そういった意味で、その施行期日の違いが生じてきているということでございます。

○19番（森 茂生君）

調べてみましたら、正規職員が1.5月分プラス0.8月分上乘せということをちょっと調べたんですけれども、そして、若い人の給与が多く引き上げられるということで理解してよろしいのでしょうか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

人事院勧告の中身でございますが、まず給与の改定につきましては、初任給ベースで月額当たり12千円、もしくは、大卒でいくと11千円の増額ということになってまいります。期末勤労手当におきましては、合計で0.1月分の引上げということでございます。

先ほど0.8月ということでおっしゃった分については、会計年度任用職員の期末手当の増額の分かと思われまます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

この改定で結果的に幾らぐらいの、職員の平均で結構ですけれども、増額になるのか、お尋ねします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

これは一般職員の平均でございます。1人当たりで約82千円ほどの引上げということでございます。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定したとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（橋本正敏君）**

起立多数であります。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○19番（森 茂生君）**

正規の職員さんは、遡及して給与が引き上げられる。この会計年度任用職員の場合、そこら辺のところはどうなっていますか。

**○人事課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

会計年度任用職員の給料月額においての令和5年の遡及、これについては行わないということでございます。

**○19番（森 茂生君）**

同じ職員であって、正規の職員は遡及して支払う、会計年度任用職員は遡及しないということであれば、非常に不公平感が残るような気がします。そこら辺の対策なり、どのようなことでそのようになったのか。あるいは私は遡及して、会計年度任用職員も引き上げるべきだという考えですけれども、そこら辺、どういう論議されてそのような結果になったのか、お尋ねをいたします。

**○人事課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

遡及の関係でございますけれども、まず会計年度任用職員の方におきましては、最大1年として任用をなされる職員でございます。募集のときであったり、任用時に給料額を明示して任用させていただいているということで、一会計年度内に給与額の変更についてはしないという基本的な考え方を持っております。

また、今回、人事院勧告でプラスの改定ということで示されておりますけれども、今後には

おいてもですが、マイナスの改定時の減額調整、これをどういったふうに行うのかという問題もあろうかと思っております。

ただ、現在の社会情勢から、会計年度任用職員に対しても何らかの処遇改善というのは必要だろうと考えておまして、今回、御審議いただいておりますけれども、期末手当での調整ということで、0.8月分の期末手当の引上げということでお願いをしているところでございます。

以上です。

**○19番（森 茂生君）**

もちろん、会計年度という言葉からして、原則1年間ということだろうと思っておりますけれども、だからこそ、余計にその年度内で起きたことは年度内に処理しておくというのが私は筋が通っているのかなという気がします。

逆の場合、マイナス改定の場合も当然あり得るということだろうと思っておりますけれども、マイナスは逆に言って遡及の原則からして不利益は被らないという原則がありますので、そのときは無視と言ってはおかしいんですけれども、それは当然入れられず、増えることの分については、当然、額が決まっているから、余計もらったからということで腹をかく人はおらんだらうと思っております。削減されるなら駄目ですけれども、増える分については、私は問題ないと思っています。削減される場合もあり得るという場合も当然出てきますけれども、それは遡及の原則に反するものであると私は思っておりますので、私は遡及をしてちゃんと手当をするべきだと思っております。考え方としてその点いかがでしょうか。

**○人事課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

今おっしゃるとおり、遡及についての考え方というのはそういうことも当然考えられると思っております。

遡及については、今回、近隣の自治体等とも協議をしているところでございます。その中でも、今回の遡及については見送りをさせていただくという協議もしているところでございます。

八女市におきましては、先ほど申し上げましたとおり処遇改善という意味で、期末手当の支給月数の改正ということで改善のほうをお願いいたしているところでございます。

以上です。

**○19番（森 茂生君）**

期末手当で一定補うということであれば納得します。

最後に、この給与改定についていろいろ資料が出ておりますけれども、新旧対照表を読んでも、とてもじゃないけど理解できません。恐らく出てきた資料で理解がきちっとできる人は



私は少ないんじゃないかと思っています。

それで、こういうのをきちっとした要点だけまとめた資料を次回からぜひ提出をしていただきたいと思います。それでないと理解ができないままいくようなことになってはいけませんので、要点だけきちっと述べた上で、今回の改正はこういう改正ですよというのを述べて、そういう資料をぜひ出していただきたいと思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

議案の資料につきましては様々な対応をさせておりますが、議員おっしゃるとおり、改正の要点等、分かりやすいものの作成については検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

検討ではなく、ぜひ作成する、出すということでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第97号と同じ理由において、この議案に反対をいたします。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議案第101号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第102号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（橋本正敏君）**

全員賛成であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議案第103号 令和5年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（橋本正敏君）**

全員賛成であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議案第104号 令和5年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋本正敏君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委

員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結します。

採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

議案第105号 令和5年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

議案第106号 令和5年度八女市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、先ほど決定しましたとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第4号 八女市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これで令和5年第5回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 橋本 正敏

八女市議会議員 古賀 邦彦

八女市議会議員 栗原 吉平